

豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例第 13 条（防犯安全対策）

## 「豊島区生活安全条例」に基づく警察署との協議について

豊島区では、生活の安全を守るための区民の自主的活動を推進すること等により、犯罪の防止を図り、もって安全で明るい街づくりに寄与することを目的とする「豊島区生活安全条例」を平成 12 年 11 月に制定しました。

この条例に基づき、建築物の用途が共同住宅、物品販売業を営む店舗又はホテルその他の不特定かつ多数の者が利用する建築物の、確認申請等をしようとする建築主は、防犯カメラ等安全な環境の確保に効果的な設備の設置等に関して、当該建築物の所在地を管轄する警察署との協議をお願いいたします。

### 「豊島区生活安全条例」（抜粋）

（目的）

第 1 条 この条例は、生活の安全を守るための区民の自主的活動を推進すること等により、犯罪の防止及び良好な生活環境の形成を図り、もって安全で明るい街づくりに寄与することを目的とする。

（区の責務）

第 3 条 区は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について必要な施策を実施するよう努めるものとする。

- (1) (2) 略
- (3) 建物に係る安全な環境の整備に関する指導

（区民等の責務）

第 4 条 区民等は、自らの生活が安全に営まれる環境の確保に努めるとともに、生活安全活動の推進に努めるものとする。

- 2 区民等は、区が実施する前条第 1 項の施策に協力するよう努めるものとする。

（指導）

第 7 条 区長は、共同住宅、物品販売業を営む店舗又はホテルその他の不特定かつ多数の者が利用する建物について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく確認申請等をしようとする建築主に対し、あらかじめ、防犯カメラ等安全な環境の確保に効果的な設備の設置等に関して、当該建物の所在地を管轄区域とする警察署と協議するよう指導するものとする。

《防犯カメラ等の設置に関する協議先》

池袋警察署	生活安全課防犯係	電話（3986）0110
巣鴨警察署	生活安全課防犯係	電話（3910）0110
目白警察署	生活安全課防犯係	電話（3987）0110

《問合わせ先》

豊島区都市整備部建築課	紛争調整グループ	電話（3981）1391
-------------	----------	--------------

# 三署管轄区域

